

執行部門における情報の取扱いについて

平成 21 年 12 月 1 日
消費者庁

1 現状

- ① 安全に関する事案については、事故の重大性に応じて、必要な場合には直ちに注意喚起情報として公表。
- ② 取引、表示に関する事案については、法律に基づく措置又はこれを背景とした行政指導についての情報として、一定以上の措置について、措置を採った時点において公表することが一般。

2 論点

(1) 公表の正当性

法律違反に係るものとして事業者の実名、商品名等が特定可能な形で公表することは、当該事業者に対して重大な影響があるので、当該事業者の了解を得ることなく公表する場合には、公表を正当化できる根拠として、違法な行為、少なくとも違反を構成する事実があったこと、商品等が消費安全性を欠くことなどが必要。

違法行為等の認定に至らない段階で、事業者の実名、商品名等を特定可能な形で公表する場合には、たとえば、事業者の自主申告情報、自主回収・返品対応情報を、当該事業者の了解の下、そのまま公表(ホームページ掲載)するなど、公表の正当性への疑義を生じさせない工夫が必要。

(2) 公表内容の信頼性・有用性の確保

取引・表示事案については、取引を巡る状況や、寄せられた情報に係る商品・サービスの実態を確認しなければ、不正取引、不当表示であるか否かは判断できないため、必要な調査を行わずに公表を行うことは、不正確な情報を消費者に提供することとなり、かえって消費者利益に反する。

違法とされる表示の中には、消費者被害の問題がない形式的違反もあり(例：家庭用品品質表示法では、実際にカシミヤを使っている場合であっても、「カシミヤ」を「カシミア」と書いたら違反。)、消費者被害予防の観点からは公表の必要性が疑問である上、このようなものまで違反情報として公表する場合には、他の重要な事案についての情報が消費者の目に触れられにくくなってしまう可能性がある。

(3) 執行への影響

いわゆる悪徳業者の中には、執行当局が関心を持っていることを察知すると、会社を解散し、別の場所で代表者も代えて新会社を設立して同様の行為を繰り返す、表示内容決定過程を示す資料を破棄するなどの行動をとる者も多く、情報の公表が、執行

を妨げ、かつ、違反行為の拡散を招く場合がある。

自主申告案件であっても、案件の性質、事業者の意思と無関係にすべての事案を公表する場合には、事業者側も、自主申告をためらうようになり、自発的な改善や早期の返品等の対応が阻害されるほか、消費者庁の情報収集力を弱める危険がある。

3 特定事業者の違反行為情報についての対応

違反行為について、事業者名・商品名が特定可能な形での公表は、以下により行う。

(1) 表示事案

ア 原則

表示事案については、原則として、法に違反する行為があることを認定し、公表すべき措置を採った時点で、措置の公表として行う。

一件の表示事案について複数の法律による調査を行った場合には、すべての法律についての調査・措置が行われるのを待たず、最初に違反を認定し、公表すべき措置が採られた段階で、当該措置について公表する。他の法律については公表すべき措置が採られた際に、順次、当該措置について公表する。公表の際、他の法律への違反の疑いについての調査の有無については、当該調査に支障のない範囲で明らかにする。

イ 例外

○ 自主申告があった場合

表示が事実と異なっていたかどうかを確認の後、消費者庁所管の法律に違反することが見込まれる場合について、自主申告者の了承を得て、以下の内容をホームページ上で公表する。自主申告事案についても、調査結果についての公表は、前記アの原則による。

① 自主申告の内容

② 自主申告者に対し、事実調査、他に問題がないかどうかの確認を促した旨

③ 所管法律に照らし、違反事実があれば厳正に対処する旨

④ 自主申告者が一般消費者に告知をしている場合には、その内容

○ アレルギー表示の欠落事案（食品衛生法第19条第2項違反）の場合

現行どおり、自治体等において違反事実の認定が行われれば、措置の有無にかかわらず、速やかに公表する（既に当該商品の回収が終了している場合等の公表しない特別な理由がある場合はこの限りではない。）。

(2) 取引事案

いわゆる悪徳業者が、執行当局が関心を持っていることを察知すると、会社を解散し、別の場所で代表者も代えて新会社を設立して同様の行為を繰り返す、表示内容決定過程を示す資料を破棄するなどの行動をとる者も多く、情報の公表が、執行を妨げ、かつ、違反行為の拡散を招く危険が大きい。

したがって、違反事実の認定、措置を採らない段階での公表は、原則、行わない。